

が、ほぼ完了しているのが現状であります。平成七年四月には現地立会いを行い、七月には地元説明会を開催しご理解いただいた。今後のスケジュールにつきましては、権利者との協議調整を行い、平成七年度中に用地買収を完了したいと考えている。

国道二十七号線からの乗入計画について、考えていますのは、多田地係から和久里地係を結ぶ市道的場線の改良工事であり、しかしながらJR小浜線踏切拡幅問題もあり、昨年からJR西日本金沢支社と協議中であり、着工できる早期改良工事に着手できるように県当局にも当たっていきたくと考えている。

下水道事業

Q 下水道事業につきまして、平成八年度より始まる第三期計画についての見通しについて、工事関係、さらに予算関係について、本市の財政に今後どのような影響が出てくるのかお尋ねしたい。

A 平成四年度に策定した基本構想に沿って第三期事業として城内地係から西津福谷地係までと上竹原、府中を含む和久里、木崎の一部計二百二十四ヘクタールを拡張し、平成八年度着手、平成十四年度完成目標である。

菅渠整備事業に六十六億円、水処理施設の増設などで三十二億円、計九十八億円が見込まれる。国庫補助四十一億円、起債が五十二億円で残り五億円は受益者負担と一般財源を充てる計画である。

次に工事関係について、西津橋、大手橋に配管し、水取大橋ができますとかけ替えの予定をしています。水取大橋が完成するまでは西津橋、大手橋の歩道橋に仮設で配管し、完成後本架設する予定であります。

油化還元プラント

Q リサイクル及び生活産業廃棄物の埋立て場の延命策並びに公害防止に大きな効果を発揮するプラスチック油化すなわちプラスチックごみを化学処理して灯油に戻す還元装置のプラント導入について考えられないか。

A 近年、廃プラスチックを利用した精製油の製造実験が行われたところがございます。しかしこの油化プラントにはいろいろな問題があると伺っております。例えば精製油にするための廃プラスチックの種類が限定され、品質のいい精製油を生み出すためには、まずプラスチックの分別収集から始めなければなりません。加えて精製油の用途の問題やプラントの運転経費が高つくなどの問題があり、本市としてはすぐに取り組めないのが実情である。

しかしながら、限りある資源の中で人類社会を維持していくためには、近い将来廃棄物のリサイクルの中でプラスチックの油化対策を検討しなければならぬと認識しているところでございます。

不登校・いじめ

Q 現在、不登校の子どものやいじめに遭っている子どもを持つていらつしやるご家庭は大変な苦勞をされて

おり、単に個人の問題だけでなく、社会の問題として対応していく必要性を痛感している。

そこで小浜市の小学校、中学校における不登校児童といじめの実態をどのように把握し、根絶するために市としてどのような対策と努力をされているのかお聞きしたい。

A 不登校の実態については、九月一日現在の調査では三十日以上不登校の児童、生徒は二十一人。要因は情緒的な混乱によって登校しない子や学校に行く意義を認めないという意図的な形などがある。

この対策として学校をあげて、電話での呼びかけや家庭訪問をして、児童及び保護者との話し合い、カウンセラー等専門の先生の指導などきめ細かに対応している。

いじめの実態については、二小学校で四件あった。内容は、ささいなことと聞かれています。担任を中心に個別指導、教育相談、学級での話し合い、さらに児童と保護者で話し合いを実施してお互いの気持ちを理解し合うよううにして解決いたしました。

市街地活性化

Q 観光行政と市街地活性化対策との一帯感について、観光客を受け入れる素材の一つでもある市街地のたたずまいは大きな関連がある。しかし現状において空き店舗、後継者問題などがあり、この現状を踏まえた市街地活性化対策として実施しておられる点、また、今後の対策として考えておられることをお聞かせ願いたい。

A 市街地活性化対策について、平成二年度にソフト事業として商店街活性化ビジョンの作成、ハード事業として白鬚地区再開発事業の完了等商店街の整備を行ってきたが、課題解消とまでは至っていないと認識している。

今後の具対策としては、市の制度事業の充実、商工会議所との連携を密に解決を図り、さらに、商店街活性化対策につきましては、若狭小浜二十一観光ビジョン計画をもとに実行している。空き店舗対策を含め集客力のある商店街を目指し支援していきたいと考えている。

【行政視察受入】

| | | |
|--------|------------|-----|
| 5月11日 | 高知県須崎市議会 | 8人 |
| 5月12日 | 東京都秋川市議会 | 5人 |
| 5月17日 | 島根県西郷町議会 | 6人 |
| 7月19日 | 栃木県佐野市議会 | 8人 |
| 7月27日 | 北海道岩見沢市議会 | 14人 |
| 8月7日 | 東京都東村山市議会 | 14人 |
| 8月10日 | 大阪府吹田市議会 | 1人 |
| 8月23日 | 長崎県松浦市議会 | 7人 |
| 9月28日 | 神奈川県伊勢原市議会 | 9人 |
| 10月19日 | 千葉県八日市場市議会 | 7人 |
| 10月31日 | 東京都羽村市議会 | 11人 |
| 11月8日 | 佐賀県鹿島市議会 | 7人 |
| 11月9日 | 兵庫県相生市議会 | 9人 |
| 11月9日 | 北海道砂川市議会 | 2人 |
| 11月20日 | 愛媛県宇和島市議会 | 13人 |
| 11月29日 | 鹿児島県垂水市議会 | 9人 |
| | 高知県安芸市議会 | 11人 |

決算特別委員会委員

| | |
|------|-------|
| 委員長 | 深谷 嘉勝 |
| 副委員長 | 山口 貞夫 |
| 委員 | 杓子 明 |
| " | 岡 泰宏 |
| " | 山本 益弘 |
| " | 水尾 源二 |
| " | 川畑 潤子 |
| " | 岡尾 正雄 |

【管外行政視察】

《総務常任委員会》

- 8月3日(木)～5日(土) 福島県白河市 西白河地区クリーンセンターについて
- 学校施設 屋上プールについて
- ふるさと創生事業について

●山形県天童市

- 地場産業復興について
- ふるさと創生事業について

●宮城県塩竈市

- 塩竈港旅客ターミナルについて
- ふるさと創生事業について

《建設常任委員会》

7月26日(水)～29日(土)

●北海道北見市

- 公共下水道事業(普及、管理システム)について
- ふるさと銀河鉄道について

●北海道赤平市

- 市営住宅管理について
- (ライフサポートアドバイザー 住宅)

《産業経済常任委員会》

8月2日(水)～5日(土)

●青森県黒石市

- バイオ技術センターについて
- 観光振興計画について
- 第2農工団地について
- (財)市農業開発公社について

●岩手県花巻市

- バイオ関連技術の導入による高品質、大量、安定的な農業生産の展開について
- 企業誘致の促進について
- 魅力ある商店街の形成について

《教育民生常任委員会》

9月26日(火)～28日(木)

●岡山県井原市

- クリーンセンターについて
- ボカシ処理及び市民農園による生ごみ減量について

●山口県山口市

- 山口南総合センターについて
- クリエーティブスペース赤れんがについて(ふるさと創生事業)

●島根県津和野町

- 環境保全条例について

《福祉対策委員会》

10月31日(火)～11月1日(水)

●兵庫県五色町

- 健康福祉総合センターについて
- 健康づくり ICカードシステムについて
- CATVを利用した在宅介護支援について

●兵庫県洲本市

- 福祉会館について

意見書

核実験に反対する意見書

八月十七日の中国の地下核実験に続き、フランスは九月六日に、国際世論の反対を無視し、南太平洋ムルロア環礁で核実験を再開した。

両国の核実験の再開は、それがいかなる理由に基づくことともいかなる条件が付されようとも、地球環境と生態系を破壊し、人類の生存を脅かす行為である。さらに、両国の核実験は、核兵器廃絶を求めている国際世論に逆行し、「包括的核実験禁止条約」の締結という新たな国際核秩序の成立に悪影響を及ぼすものである。

わが国が世界唯一の被爆国であることにかんがみ、また、「非核平和都市宣言」を行った当市議会としては、あらゆる国のいかなる核実験にも反対するものである。よって、政府におかれましては、中国、フランス両国政府に対し、核実験即時中止を求めるとともに、今後あらゆる国の核実験に反対されるよう強く要望

する。
以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成七年九月十二日

小浜市議会

農業農村整備事業の促進に関する意見書

わが国の農業は、食糧自給率の低下、農業労働者の大幅な減少と高齢化の進行、新規就業者の極端な減少、農山村における過疎化の進行、農業農村の持つ多面的な機能の発揮に対する国民の要請は極めて大きな課題を抱えている。

このような農業農村情勢の変化に対応するため、本市において、これまで農業生産基盤を整備し、農業の低コスト化を促進するとともに、農村と都市との均衡ある生活基盤の整備を図るため、各種施策を進めてきたところである。

しかしながら、ウルグアイラウンド農業合意後農業農村を取り巻く情勢は大きく変化しており、これに対処するためには、新政策に即した効率的・安定的な経営体の育成・地域の特性を活かした農村環境の整備により、快適で活力ある農村を建設する必要がある。よって、政府におかれましては、下記事項について格別の配慮を

されるよう強く要望する。

記

一、調和とたくましさのある農業及び快適でふれあいのある農村を実現するため、平成八年度の農業農村整備の予算枠を拡大すること。

二、中山間地域など不利な地域における圃場整備、中山間総合整備等については、自然や国土保全の公益的機能を果たしていることを勘案し、地元負担の軽減を講ずること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成七年九月二十二日

小浜市議会

治水事業の推進に関する意見書

治水事業は、水害、土砂災害、

洪水被害などから市民の生命と財産を守り、活力ある経済社会と安全で快適な生活環境を創造するため、生活基盤の中でも最も優先的に実施すべき根幹的事業であり、緊急かつ計画的に整備を図る必要がある。

しかしながら、河川、ダム、砂防施設の整備状況は、いまだに万全なものとは言えず、台風や集中豪雨などのたびに市内各

地で被害を受けており、その対策が急がれるとともに、昨夏の深刻な洪水状況を踏まえた緊急な水資源対策が望まれるところである。

また、国土の均衡ある発展を図るため、地域活性化への対応として水と緑豊かな地域づくりを積極的に推進する必要がある。

更に、阪神大震災を教訓に、河川施設の補強改善を図っていくことが重要となっている。よって、政府におかれましては、平成八年度予算の編成に当り、下記事項について、特段の配慮をされるよう強く要望する。

記
一、第八次治水事業五箇年計画に基づいた事業の強力な推進を図ること。

二、平成八年度治水事業予算の大幅な確保と地方への重点配分を行うこと。

三、平成八年度砂防事業予算の大幅な確保を図ること。

四、平成八年度急傾斜地崩壊対策事業予算の大幅な確保を図ること。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成七年九月二十二日

小浜市議会

公務員労働者の新賃金早期決定を求める意見書

すべての勤労者は文化的生活が保障され、勤労、納税、教育などの平等の原則が貫かれ、そのもとで快適な生活設計が営まなければならない。

しかし、公務員労働者の賃金決定は、その法的手続の遅れにより、民間労働者に比べ非常に遅くなっている。この事は、公務員労働者のみならず人事院勧告連動の賃金決定方式を持つ民間の教育・医療・福祉などの職場で働く者や、公社・公団など自治体関連団体にも影響を及ぼし、内需拡大などの多面的な相乗効果、公務員労働者の勤労意欲の向上など、多方面に与える影響は大なるものがある。

公務員労働者の賃金決定が、民間労働者より大きく遅れることは極めて不自然であり、人事院の早期勧告、早期精算など公務員労働者の新賃金決定について、関係機関であらゆる努力を図られるよう強く要望する。

以上、地方自治法第九十九条第二項の規定により意見書を提出する。

平成七年九月二十二日

小浜市議会